

1. 都市計画公園の背景・現状と課題

1 都市計画公園の背景・現状

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場であるだけでなく災害時の避難場所にもなり、また、都市環境の保全や良好な景観形成にも寄与するなど市民生活に欠かせない都市施設である。本市の都市公園の約2割は都市計画法に基づき計画的に整備する「都市計画公園」に位置付けられている。本市では、戦後まもない昭和22年から都市計画公園として、大浜公園、大仙公園など大規模な公園や、市民が身近に利用できる都市公園を都市開発事業等と連携しながら順次整備を進めてきた。

2 都市計画公園における本市の現状と課題

本市では、令和6年3月末現在 207箇所（約641ha）の公園・緑地を都市計画決定しており、そのうち一部開設を含む190箇所（約472ha）を開設しており、開設率は面積比で73.6%である。

行政区別の都市計画区域に対する開設率や市民一人あたりの開設公園面積は、南区が高水準にある一方で、その他の行政区では、全市平均を下回るなど低～中水準にとどまっており、行政区間の公園整備水準に差がある。また、本市の都市計画公園の8割は、都市計画決定後、50年以上が経過している。

2. プログラム策定の目的

本プログラムは、未着手区域が全域又は一部存在する都市計画公園を対象に、**公園ごとの整備優先度を検討し、効果的かつ効率的に事業を進めるために策定する**ものである。

3. 対象公園

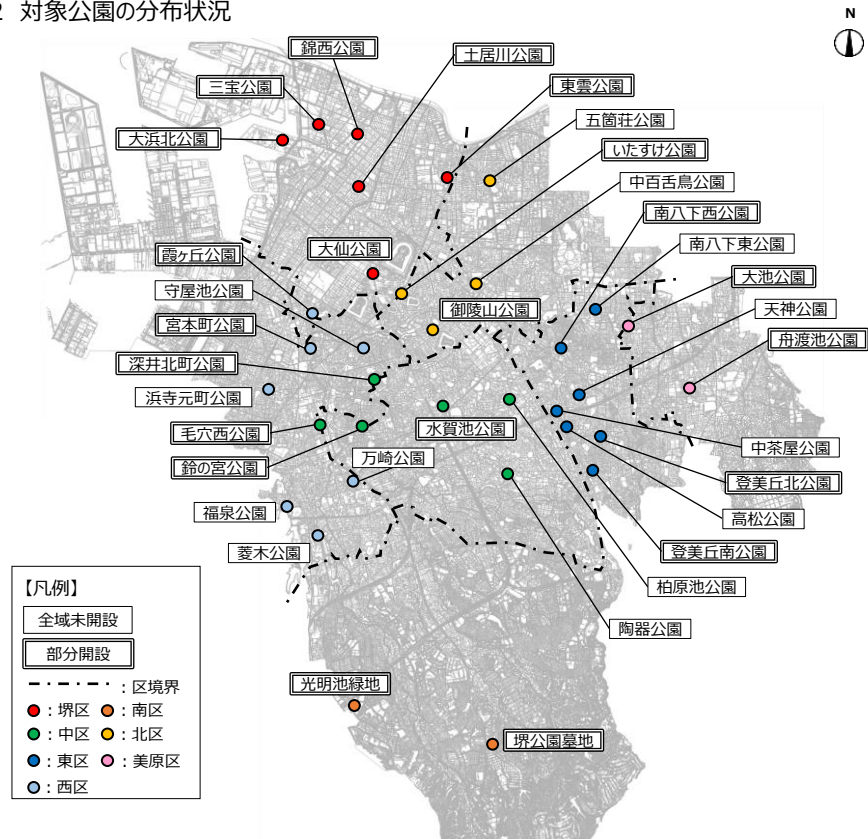
1 対象公園の整理

令和2年度に行った都市計画公園の見直しの結果、未着手区域が残っている都市計画公園34公園を本プログラムの対象とし、以下に示す。なお、本プログラムの対象公園のうち、事業認可を取得している区域を有する公園（大仙公園、天神公園）や、既に公園整備を前提として用地を取得している区域を有する公園（東雲公園、陶器公園）については、当該区域を「先行整備区域」として分割して類型化する。

対象公園一覧

公園種別	公園名
街区公園	中茶屋公園、高松公園、守屋池公園、五箇荘公園、毛穴西公園、宮本町公園
近隣公園	浜寺元町公園、万崎公園、柏原池公園、錦西公園、いたすけ公園、南八下西公園、深井北町公園、鈴の宮公園、大浜北公園、大池公園
地区公園	南八下東公園、中百舌鳥公園、天神公園、陶器公園、菱木公園、三宝公園、東雲公園、登美丘北公園、登美丘南公園、水質池公園、霞ヶ丘公園
総合公園	大仙公園、舟渡池公園
風致公園	福泉公園、御陵山公園
墓園	堺公園墓地
都市緑地	光明池緑地
緩衝緑地	土居川公園

2 対象公園の分布状況



4. 対象公園の類型化と優先度の評価

1 対象公園の類型化

対象公園の対応方針を検討するにあたり、上位計画等への位置付けなど整備上の特性から類型化を行う。類型化した公園ごとに、整備優先度等に関する対応方針を定める。

《類型化一覧》	《対応方針》
・早期な対応が必要な公園	
① 市として整備を優先すべき公園	上位・関連計画に位置づけられている公園は、早期に対応する。
② 事業中の公園	残っている未着手区域の整備を早期に行う。
・優先度を検討する公園	
③-1 周辺は住宅地等市街地にある公園	「事業効果」と「事業効率」により優先度評価を行う。
③-2 周辺に緑が多く存在する区域にある公園	周辺の自然環境等が担保されていることを考慮し、事業着手時期を検討する。
・その他の公園	
④ 概成している公園	公園機能が充足していることから、事業着手時期を定めない。また、今後、都市計画の見直しも検討する。

4. 対象公園の類型化と優先度の評価

2 優先度の評価

「①市として整備を優先すべき公園」「②事業中の公園」に類型化された公園は、早期な対応が必要な公園として位置付ける一方、「優先度を検討する公園」については、その整備効果や効率によって優先度を検討する必要がある。

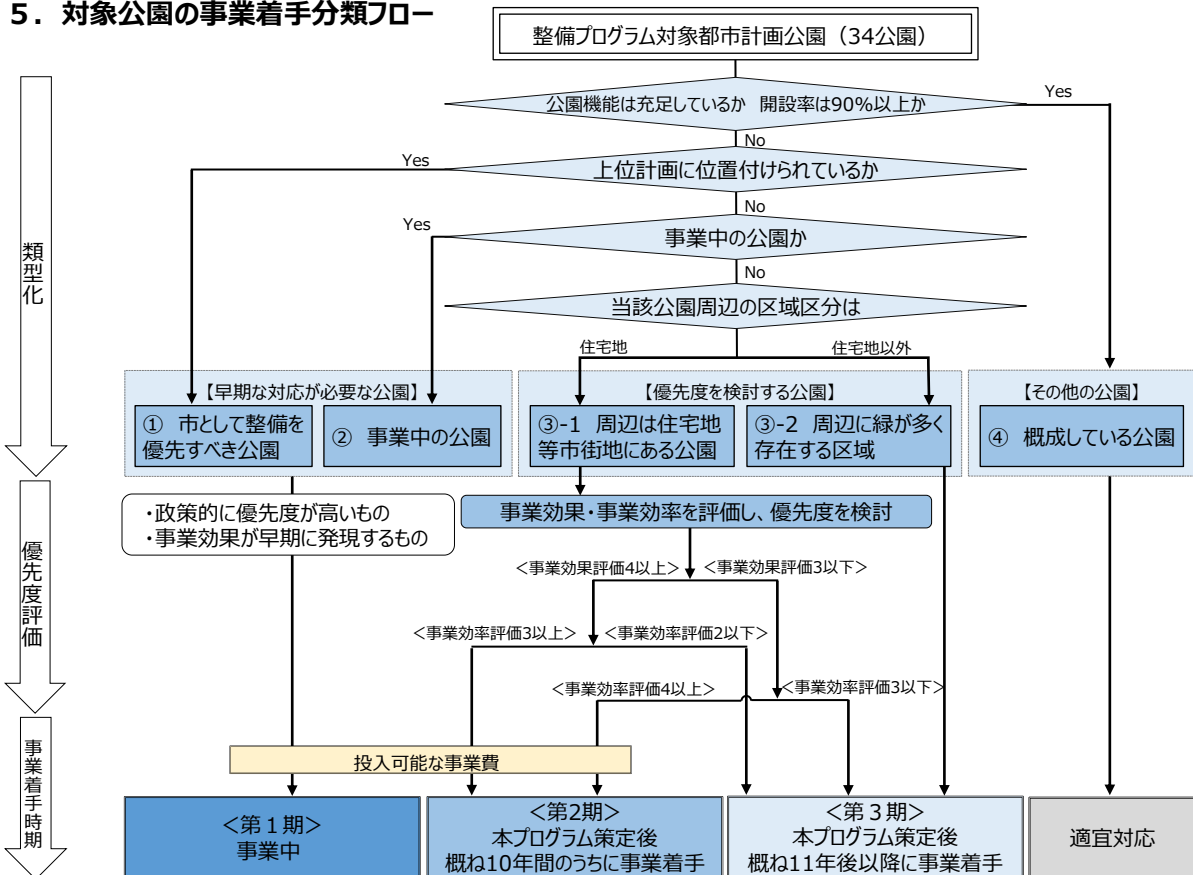
優先度の検討にあたっては、公園整備による「事業効果」と「事業効率」を一定の評価基準に基づき、それぞれ評価し、優先度を定める。



3 事業着手期間

本プログラムは、事業着手後、供用開始までに一定の期間を要することに加え、今後の地価や公園整備予算の動向に大きく左右されるため、単年度ではなく、10年を一つの単位とする。

5. 対象公園の事業着手分類フロー



6. 評価結果

本プログラムの評価結果に基づき、未着手区域の整備を進める。整備目標については、堺市緑の基本計画の「緑の目標」に示す「身近な公園や広場の充足度」を目標値とし、事業を推進する。なお、本プログラムは社会情勢や周辺環境の変化に対応するために、10年を目途に見直し、未着手公園の再評価を行うこととする。

(1) 第1期（事業中）対象公園（3箇所）

①市として整備を優先すべきと考える公園、②既に事業中の公園のうち政策的な優先度が高い公園、事業効果が早期に発現する公園を抽出。

（対象公園：大仙公園（先行整備区域）、天神公園（事業認可区域）、水質池公園）

(2) 第2期（本プログラム策定後概ね10年間のうちに事業着手）（5箇所）

③-1の公園のうち、事業効果の評価数が4以上かつ事業効率の評価数が3以上の公園を比較的早く整備する公園として抽出。また、事業効率の評価数が4以上の公園については、比較的早い段階で事業着手すべき公園として抽出。

（対象公園：中茶屋公園※、守屋池公園、陶器公園（先行整備区域）、東雲公園（先行整備区域）、登米丘南公園）

※中茶屋公園は、優先度評価の結果、第2期に分類されたが未着手区域全域がため池で水利権を有しているため権利がなくなり次第着手する。

(3) 第3期（本プログラム策定後概ね11年後以降に事業着手）（24箇所）

③-1の公園のうち、事業効果の評価数が3以下かつ（または）、事業効率の評価数が2以下の公園については、第2期から遅れをみて事業着手する公園として抽出。また、③-2周辺に緑が多く存在する区域に分類されている公園についても事業着手時期未定として抽出。

（対象公園：高松公園、五箇荘公園、毛穴西公園、宮本町公園、浜寺元町公園、万崎公園、柏原池公園、錦西公園、いたすげ公園、南八下西公園、鈴の宮公園、南八下東公園、中百舌鳥公園、天神公園（池）、陶器公園（用地未取得区域）、菱木公園、三宝公園、東雲公園（宅地）、霞ヶ丘公園、登米丘北公園、舟渡池公園、福泉公園、土居川公園、堺公園墓地）

(4) 適宜対応（対応可能になり次第事業着手）（8箇所）

概成している公園は、現状ですでに公園機能が充足していることから、事業着手時期を定めず事業化を検討する。大仙公園については、「大仙公園基本計画」に基づき、先行整備区域以外は適宜対応とする。

（対象公園：深井北町公園、大浜北公園、大池公園、大仙公園（北・中央部・南）、御陵山公園、光明池緑地）

都市計画の見直しについて

本プログラム策定以降について、人口減少・高齢化など社会情勢が変化の中で、多様化する市民ニーズや公園の役割を踏まえ、すべての人が安全で快適に利用できる公園を実現するため、一定期間を経たのち長期未着手公園の都市計画変更の必要性を再検証する。